

被保険者証が 新しくなります

10月1日から
新しい被保険者証に
切り替わります

現在使っている国民健康保険被保険者証の有効期限は、9月30日までとなっております。新しい被保険者証は、9月21日以降に区長さんが配布しますので、受領してください。

また、平成20年4月から医療制度が改正されるに伴い、被保険者証の記載内容が次のとおり変更となります。

◆変更点

- ▼平成20年4月1日で75歳以上の人は、後期高齢者医療制度へ移行することに伴い、有効期限が平成20年3月31日となります。平成20年4月2日以降に75歳に達する人は、誕生日の前日までが有効期限となります。
- ▼退職被保険者証については、平成20年4月1日で65歳以上75歳未満の人は、一般の被保

険者証に切り替わるため、有効期限が平成20年3月31日となります。平成20年4月2日以降に65歳に達する人は、誕生月の末日が有効期限となります。

◆受領時に次の点を確認してください

▼被保険者証を受け取ったら受領印を押してください。

▼住所、氏名、生年月日の記載に誤りがないか確認してください。

◆古い被保険者証は破棄してください

▼古い被保険者証は、10月から使用できません。世帯主が責任をもって確実に破棄してください。

◆次のような場合は、総合支所で申請・手続きが必要です

①新しく遠隔地用の被保険者証を希望する人は、個別に申請が必要です。

②学生用の被保険者証を持っている人で、学校を辞めたり



変わったたりした人は、新しい被保険者証と印鑑（学校が変わった人は在学証明書）を持参し、総合支所市民福祉課で手続きをしてください。

③社会保険に加入、離脱するなどの異動があった場合は、速やかに総合支所市民福祉課で手続きをしてください。

その際には、社会保険に加入、または離脱したことが分かる書類を持参してください。

※注意①・②の申請、手続きをする際、申請者は原則として世帯主となっております。

ただし、世帯主からの委任状があれば、世帯主以外の人も申請できます。また、申請する人が本人かどうか確認できる書類を提示していただきますので、免許証などを必ず持参してください。

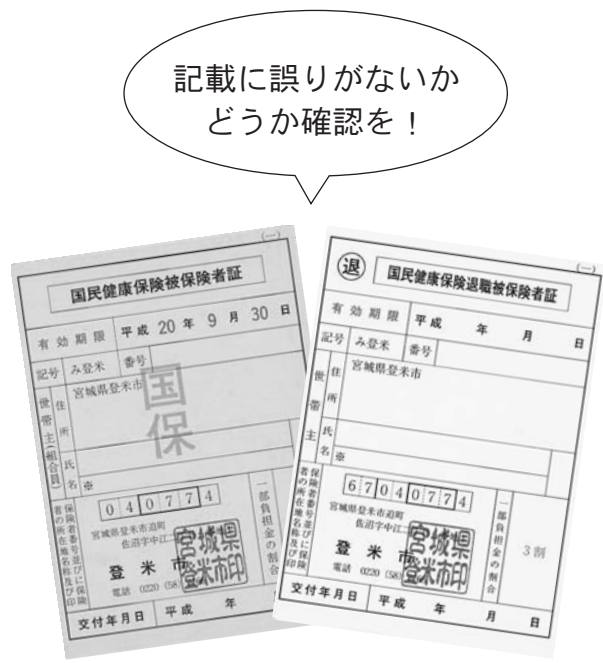
【問い合わせ】
市民生活部保険医療課
国民健康保険係
☎0220(58)2166

乳幼児医療費助成 手続きのお知らせ

市では、小学校就学前のお子さんを対象に乳幼児医療費助成を行っています。助成を受けようとする人は、9月中に「乳幼児医療費受給資格更新申請書」を提出する必要があります。個別に案内をしていますので、受付日時などを確認の上、手続きをしてください。

- 平成19年度更新対象者
平成19年10月1日現在で満3歳の幼児
(平成15年10月1日～平成16年9月30日生まれの人)
- 更新手続きに必要なもの
 - ①乳幼児医療費受給資格更新申請書
(事前に登録内容を記載してありますので、確認の上、新しい内容を記入してください)
 - ②乳幼児医療費受給者証
 - ③印鑑
 - ④健康保険証

■問い合わせ 市民生活部保険医療課 医療係
☎0220(58)2166



10～12月 プレ仙台・宮城 デスティネーションキャンペーン

「美味し国 伊達な旅」をキャッチフレーズにして、平成20年10月から12月まで「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」が開催されます。「デスティネーションキャンペーン」とは、県内の自治体とJRが連携して実施する大型観光キャンペーンです。これに先立ち今年10月から12月にプレキャンペーンとして、本番に向けた試行や宣伝、プロモーション活動が県内各地で展開されます。

市での取り組み内容についての検討は、観光関係者や行政機関で構成する「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン登米地域部会」が中心となって行っており、期間中には特別企画イベントや道の駅・物産館スタンプラリーなどが計画されています。

また、訪れる観光客を「おもてなしの心」で迎えるため、観光関係者の研修会も開催する予定です。

デスティネーションキャンペーンの取り組みについては、今後も広報で随時紹介していきます。

【問い合わせ】 産業経済部商工観光課 観光物産係 ☎0220(34)2734

「資源ごみ」と「ごみ」の分別にご協力を！

「資源ごみ」が「ごみ」として出されています。
限りある資源の有効活用、ごみの減量化のため、分別にご協力をお願いします。

4月から、資源ごみの8品目（缶類、ビン類、ペットボトル、布類、新聞、雑誌・古本類、ダンボール、紙パック）に「プラスチック製ボトル容器」「スプレー缶」の2品目を追加しました。決められた日に地域のリサイクルステーションへ分別して出すように心掛けましょう。

プラスチック製ボトル容器

- 【出し方】**
- ▶中身を使い切って軽く水洗いをし、キャップ、ポンプ類は外して「もやせるごみ」へ
 - ▶プラスチック製ボトル容器専用のコンテナに出す
- 【対象となるボトル容器】**
- ▶台所用品（油ものを除く）
 - ▶風呂、トイレ用品
 - ▶洗面所、化粧用品
- 【出せないもの】**
- ▶農薬などの劇薬入りボトル容器
 - ▶カップめん、プリンなどの容器



スプレー缶

- 【出し方】**
- ▶ガスを完全に抜いてから、屋外の風通しの良いところで穴を開ける
 - ▶キャップと噴射口のプラスチックは、外して「もやせるごみ」へ
 - ▶スプレー缶専用のコンテナに出す

注意

スプレー缶に穴を開けないで「もやせないごみ」に出すと、収集車両の火災原因になります。必ず穴を開けてから出しましょう。

【問い合わせ】 環境事業所クリーンセンター ☎0225(76)0102 ・ 各総合支所地域生活課 地域係